

# 盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業に係る提案企業グループ構成員等資格者名簿登録手続要領

## 第1 趣旨

この要領は、盛岡市競争入札参加資格者名簿（以下「市入札名簿」という。）に登録されていないため、盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）の企画提案に当たって、構成員及び協力企業（本事業実施方針第2の3の(1)に規定する構成員及び協力企業をいう。以下「構成員等」という。）になることができない者で構成員等になることを希望している者（市入札名簿に登録されている者と同等の資格がある者と認めた場合に限る。）の市入札名簿に代わる盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業に係る提案企業グループ構成員等資格者名簿（以下「構成員等名簿」という。）への登録の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 構成員等名簿の効力

構成員等名簿は、本事業に限り、効力を有するものとし、盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）が発注する他の建設工事及び建設関連業務委託並びに物品の買入れ等の入札及び随意契約等の参加資格を有しないものとする。

## 第3 構成員等名簿の有効期間等

- 1 構成員等名簿の有効期間は、第5第2項の規定による審査の結果の通知の日から平成25年5月31日までとする。
- 2 本事業に係る落札者の決定前に構成員等名簿の有効期間が満了することから、構成員等名簿への登録を受けようとする者は、平成25・26年度の市入札名簿への登録に係る申請を行うこと。
- 3 市入札名簿への登録がなされない場合は、構成員等名簿の有効期間以後においては、構成員等となることができない。

## 第4 構成員等名簿への登録に係る審査申請

- 1 構成員等名簿への登録を受けようとする者は、次に定めるところにより、審査申請書を組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

### (1) 受付期間

ア 建設工事及び建設関連業務委託

平成25年2月1日（金）から2月20日（水）まで

イ 物品の買入れ等

平成25年1月15日（火）から1月31日（木）まで

(2) 提出先 盛岡地区広域消防組合消防本部総務課

盛岡中央消防署庁舎建設準備室

2 審査申請書の様式、記載要領及び添付書類は、盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業に係る提案企業グループ構成員等資格者名簿登録の手引に定めるところによる。

#### 第5 構成員等名簿への登録

- 1 管理者は、第4第1項の規定による審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、構成員等名簿に登録するものとする。
- 2 管理者は、前項の審査を行ったときは、その結果を、第4第1項の規定による審査申請書の提出をした者に通知するものとする。

#### 第6 実施期日

この要領は、平成24年12月26日から実施する。